

## 平成 30 年度鳥羽市環境保全審議会議事録

開催日時:平成 31 年 2 月 13 日(水)

13 : 30～16 : 00

開催場所 : 鳥羽市役所本庁舎 3 階  
市議会 第 3 委員会室

### 【審議事項】

- (1) 環境保全審議会委員について  
(事務局による説明)

《質疑応答》

(委員)

委員が 14 団体から 12 団体となり、2 団体減少したということだが、その 2 団体はどこか。

(事務局)

「海島遊民くらぶ」と「鳥羽市生活学校」です。

(委員)

この 2 つを選考していた理由またはこういう分野の方がいいというものがあったのか。

(事務局)

かなり前の話なので、どのような経緯で選考されたかは分かりませんが、環境に関する活動をされているということから選考されたと思われます。

例えば海島遊民くらぶであれば、エコツーリズムの活動を行っていますし、鳥羽市生活学校では、石鹸を作ったりしており、環境に配慮した活動を行っており、活動が活発であった時に選考されたものと思われます。

海島遊民くらぶについては、業務多忙のため、なかなか審議会に参加しにくい状況であり、今まであまり参加されていなかったのが現状です。そのような中で、参加できないのに、委員となっていることもどうかという部分もあり、辞退されたということです。

(委員)

(依頼する団体に) 心当たりはあるのですか。

(事務局)

現在のところ、心当たりはありません。もし、こういう団体に声をかけてみてはどうかという所があれば、ご意見をいただきたいと思います。

(会長)

どなたかこういう団体はというのがありますか？

(委員)

「なかまち」さんは、街のことなどで活動しているのでいいと思います。

(事務局)

一度検討させていただきます。

(会長)

「なかまち」というのは？

(委員)

団体名です。中之郷周辺の街の中で活動されています。

(副会長)

海の博物館や島の旅社などもいいのではないかと？

(事務局)

民間の団体もそうですし、行政機関であれば、鳥羽志勢広域連合もあります。

(事務局)

リサイクルパークでは委員になっている方はいないので、いいのではないかととも考えます。

(副会長)

リサイクルパークで活動しているメンバーが、委員に2名いるので、新たに推薦はしなくて良いと思う。

(委員)

昨年度の環境保全審議会において、太陽光に関する条例の議題があったが、例えば皇學館大学の法律の専門的な先生や、まちづくりの観点から、それを専門とする皇學館大学・三重大学などの社会的な学者さんが（委員で）いてくれたらと思う。

(委員)

委員には、いろんなカテゴリーの人がいた方がよいと思う。公的な機関もよいが、一般の人の目線で話ができる民間の方がいいと思う。

(事務局)

市民代表のような感じですか？

(委員)

そうです。

(委員)

公募するというのはいかがでしょうか？

(事務局)

それも1つの方法だと思います。

(会長)

たくさん意見は出ていますが、事務局で団体を選択していただくというのでいかがか？

(事務局)

実際、色々な団体があり、まちづくりの観点での会議であったり、いろんな会議に委員として参加されていると思います。その中で、(環境保全審議会は)出来れば環境に特化した団体から委員を推薦していただくのが望ましいと思いますので、そのあたりを加味しつつ、本日委員の皆様からいただいた意見も踏まえ、事務局で検討していきたいと思っています。

(会長)

団体の方々も、色々な会議で引っ張りだこになっているかと思います。

残念ながら、環境保全審議会は、年1回程度しか行われておらず、非常に寂しいというか、年1回きりでいいのかなと、昔から心配はしている。とはいえ、数少ない審議会であるので、団体にお願いすれば、推薦いただけるのではないかと思う。

**【審議結果】**

追加する委員については、事務局において団体の選定、依頼をすることとし、新たな委員が決定した後、現委員に報告する。

(2) 鳥羽市民の環境と自然を守る条例の一部改正について

(事務局による説明)

《質疑応答》

(会長)

現状は、条例が違うだけで、同じような書類を2つ出すということか？

(事務局)

そうです。鳥羽市民の環境と自然を守る条例でも届出を出して、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例でも同じような届出を出さなければならず、二重に作成してもらわないといけない状況です。

(会長)

その書類は、同じ場所に出すものなのか？

(事務局)

現段階では、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例における届出は、環境課が受け付けており、鳥羽市民の環境と自然を守る条例における届出は建設課が受け付けています。来年度からは、建設課が受けていた事務が、環境課に移管されることとなります。そうすると、同じ書類を同じ課に2つ出さなければならない状況になり、申請者から理解が得られないこととなるため、書類の提出を1つにし、片方の申請を省略するために、今回条例の改正という手続きを行うことにしました。

(会長)

同じ部署に同じような書類が2つ行くということになるから、それを1つでいいようにするということか？

(事務局)

そうです。それが資料2. 3例規案の概要の(1)から(4)です。

(1)から(3)は建設課へ届出するものですが、現状は、運用上でこの届出を省いています。その現状に合わせていくために、今回の手続きを行うものです。

(委員)

開発する側からすると、申請のハードルが下がるというか、メリットが発生するという危険性はないのか？

(事務局)

例えば、再生可能エネルギーに関する申請については、届出を複数にし、ややこしくして、開発を止めてもらえないかという考えもあります。ただ、(2つ同じ書類を出すことは)強要できないし、申請する側からの理解が求めることは困難です。

ご意見は、少し規制が緩やかになり、それに対して危険性が生じないかということかと思いますが、環境の配慮については、環境と自然を守る条例と鳥羽市におけ

る再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の見方は同じなので、条例の違いだけで同じ書類を見る必要ないと考えています。

ただ、環境と違う観点の届出や許可（例えば林地開発）は、それぞれ手続きが必要となりますので、あくまで、鳥羽市に提出する書類のうち、環境に関する部分だけを1つにまとめるというものです。他の法令に基づく届出等はそれぞれあるので、それらについては、別途、必要となります。

ですので、環境に関係する2つの届出が1つになったとしても、全ての法令等手続きが緩和されるものではありませんので、あまり状況は変わりません。

（委員）

開発届出の手続きが簡略化されるということだが、都市計画法第29条第1項又は第2項の届出はどこに出すのか？

（事務局）

建設課です。

（委員）

これが環境課へ移管されるということか？

（事務局）

鳥羽市民の環境と自然を守る条例における届出は環境課へ移管されます。都市計画法第29条第1項又は第2項、三重県宅地開発事業の基準に関する条例、鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例に関する届出については、建設課です。そして、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例と鳥羽市民の環境と自然を守る条例における届出が環境課になります。

（委員）

それぞれの提出書類が重複しているものを、来年度から建設課と環境課に出すということか？建設課と環境課がそれぞれ書類を確認し合うということか？鳥羽市民の環境と自然を守る条例からの観点から確認しないといけない書類を、建設課に提出された書類から確認するということになるのか？

（事務局）

資料2に示された4つの条例の届出については、全て市役所内で共有（合議）されていますので、伝達されていないことはないです。

鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例については、日程的にタイトなので、担当者への一斉メールを合議とし、意見をもらっています。

（委員）

例えば都市計画法上の許可に対し、何か問題があると判断すれば、環境課から建設課へ申し入れて、意見が反映されるという流れか？

(事務局)

そうです。意見を書く欄があり、意見があれば、そこに書いていくものです。

(会長)

今の説明であれば、役所内で横断的に考えられているということなので、本件については、市に一任する形とし、難しい問題があれば、審議会を開催して、審議していくということによいと思うがどうか？

～委員からの異議なし～

**【審議結果】**

届出関係の事務等については、市に一任し、必要に応じ、審議会を開催し、そこで審議していく。

## 【報告事項】

事務局より報告事項（１）～（５）について説明した後、各報告事項に対する

### 《質疑応答》

報告事項（１）

（副会長）

（答志島清掃センターが）共用廃止になるのはよいが、環境保全的に考えると、当該施設はいつ解体するのかが気になる。解体の計画はどうなっているか？

（事務局）

「安心・安全な解体」を進めるために、現在、当該施設共用廃止後の利用を含め、検討しているところです。（解体は）早くて３年後であるが、それ以上先になることも考えられるという状況です。具体的に、いつ解体するかというスケジュールは示せていないのが現状です。しかし、できる限り早くスケジュールを決定したいので、来年度早々、どのような方向性でいくのかということをして市の内部で協議を進めていきたいと思っています。今の段階で言えることは、３年後を意識して協議を進めているということです。

（副会長）

松尾のセンターも含めて３年度ということか？

（事務局）

松尾清掃センターの解体は、最終処分場における雨水対策の工事が完了後になります。今の状況であれば、焼却施設の解体については、松尾清掃センターよりも、答志島清掃センターの方が早くなると思います。

（副会長）

行政的には、多額の費用をかけて解体する必要があるので、なかなか進まないということだと思う。

（事務局）

概ね答志島清掃センターの解体で、２億円程度かかる見込みです。

（副会長）

失くしてしまうものに、２億円もかけていいのかということもある。また、松尾清掃センターは（解体費用に、答志島清掃センターの）数倍かかるということである。しかし、放っておくと、解体せずにそのまま置いておくことになってしまうと思う。解体せずにそのままにしておくことは、環境保全上問題があるので、早急な解体が必要だというスタンスを、市が持っていないと進んでいけないと思う。清掃センターを解体せずにいることは、環境保全上問題があるということ、環境保全審議会から言われたということで、話を進めていってもらったほうが良いと思う。

景観上も、松尾清掃センターの煙突はどこからでも見えるので、早いうちに解体

してもらったほうが良いと思う。

(事務局)

全国の自治体で、焼却を停止した焼却施設で、20年以上解体されていない施設はたくさんありまして、やはりお金の問題で、潰してしまう施設になかなかお金をかけられないということで、解体できないという自治体があるというのが現状です。

国も、そのような状況をなくしていこうということで、財源の裏付けについて検討はされています。

現在あるのは、既存の施設の次にリサイクル施設に生まれ変わらせるという場合に、交付金なり、地方交付税の算定基礎に算入する等ですが、リサイクル施設に生まれ変わらせる計画がない場合は、全額市費で負担しなければならないということ状況なので、解体に二の足を踏んでいるというのが各自治体の現状です。

(会長)

そういった施設は、人里から離れた場所にあると思うが、南海トラフ地震での倒壊の危険についても問題になってくると思う。そのあたりのことも考えて、解体を早く進めていかないと危険性が増すと思う。施設が古くなればなるほど倒壊しやすくなるので。

(事務局)

その通りだと思います。早期に進められるように、方向性を打ち出したいと思います。

(会長)

清掃センターの共用廃止ということになれば、野焼き等が増えてくることはないか？

(事務局)

それについては、無いと言いたいところだが、現実問題としては起こる可能性はあると思う。ただ、そのようなことが起こらないよう、啓発活動を行いながら、対応できる場所は対応していきたいと考えています。

(会長)

自治会からもそのようなことを住民にお願いするという事は可能か？

(委員)

地域性がある。昔の人は、野焼きは当たり前という感覚である。牡蠣殻のロープなども、産業廃棄物であるが、燃やしてしまうということもある。

(会長)

こういう機会を通じ、市から自治会側に話をしていってもいいと思う。



報告事項（２）

（委員）

再エネ条例適用事業と適用レベル事業がある。表の中で条例が適用されたのはどこからか？

（事務局）

現状、再エネ条例による申請件数が 13 件です。

（委員）

申請実績が 13 件ということか？

（事務局）

そうです。

（委員）

その中で認定されたものがあるかどうかを知りたい。

（事務局）

認定と条例は関係ないです。認定は、経済産業省によるものであります。

（会長）

認定中というのは、審議中ということでしょうか？

（事務局）

認定中とは、すでに認定されたということで、すでに工事が実施されているものも含まれます。認定中と、認定を受けたが（建設を）行わなくなったので、認定を取り消されたというものもある。

（委員）

この表とは別に、条例適用事業が 13 件あるということか？

（事務局）

表の中には 13 件のうち、入っているものとそうでないものがあります。

（委員）

条例は、2018 年 3 月に制定されているが、運転開始日がそれ以前のものがたくさんあると思うが？

（事務局）

運転開始日は関係ありません。あくまで認定申請日が基準になります。

（委員）

条例が制定されたのが 2018 年 3 月 27 日。それ以降に申請のあったものが条例適用ということか？

（事務局）

そうです。ただ、申請があったかどうかは、この表では分かりません。

（委員）

運転が開始されていなくても、条例が適用されるということはあるのか？

(事務局)

条例の手続きを終えてから国へ認定申請することを義務付けています。ですので、国の認定は、これからになりますから、表の中には入っていません。

まだ（正式に）出ていない事業を市が受け付けています。ただ、市と調整済みのものは数件あり、それは表に入っています。

(委員)

表に入っているのは、具体的にどこか分かるか？

(事務局)

日付を見れば概ね分かります。ただ、経済産業省から出されているものは公表できますが、市の条例に基づくものについては公表できません。不適切な事業については公表しますが、条例上、それ以外で公表することにはなっていません。

(会長)

変更認定日とは何か？

(事務局)

FIT 法が平成 29 年に改正になりました。それ以前に認定を受け、工事に着工していないものは、みなし認定となります。改正後の FIT 法に基づき申請をしたものが変更となります。

(委員)

条例対象事業を公表しない理由・目的は何か？

(事務局)

申請者から公表する許可を取っていないので、公表できません。

(委員)

公表に許可がいるのは、申請者に不利益を与えるということか？

(事務局)

市は公表を目的としていません。あくまで地域住民としっかり調整していただき、事業を行っていただくことを目的としていますので、罰則等以外で公表するというとは全く考えていません。

### 報告事項（3）

#### 《質疑応答》

（副会長）

廃棄物、不法投棄対策について、現状はどうか？

（事務局）

抜本的対策は難しいです。これが効果てき面というのがあれば教えていただきたいです。

今実施していることは、啓発看板の設置と広報・行政放送での啓発、警告シールの貼り付けを行っています。

また、集積所に住民以外がごみを置いていくケースがあります。それについては、警告シールを貼っても意味がないかもしれませんが、誰が捨てたか分からないので、そのような対応も行っているところです。

他には、環境パトロールをしながらポイ捨てのごみを拾ったりしています。これらを継続することで、綺麗な所にごみを捨てるというのは後ろめたい気持ちも生まれる反面、ごみが落ちているところには、少々捨ててもいいかといった心理が働くこともあるので、できるだけ常にきれいにしておくということが一番いいという気はしています。ただ、一番いい方法は何かという、なかなか得策がないのが現状です。

（副会長）

鳥羽市は他の自治体と比べると一生懸命取り組んでおり、パトロールで道路のごみを拾うというのは他ではあまり聞かない。ただ、それにより効果が上がるかというところでもない。

私は、監視カメラの技術が進歩した今、いつも不法投棄されるような場所には監視カメラを設置しつつ、啓発も行っていくほうが良いと思う。

（事務局）

誰が設置するのですか？

（副会長）

市が設置する。

（事務局）

市の土地であれば市が設置することは考えられるが、地域で不法投棄されているような箇所を設置するというのであれば、町内会が設置して、それに対し市が助成するという事は考えられる。

監視カメラを設置する目的が、不法投棄対策なのか、防犯対策なのか、様々な考え方があろうと思う。

(副会長)

目的はその2つである。所有者責任の下で、所有者が設置することが前提である。例えば市が設置するのであれば、公共施設がある。そういったことを実施していく必要があると思う。

以前、(環境課にいた際) 道路に試験的に設置したことがある。その時は、クリアに映っていなかったが、現在は、ナンバープレートまではっきり映るほどクリアになっている。

(事務局)

現在、全国的には、犯罪行為等は、土地の管理者等が設置したものに、たまたま映っているということが実情です。

その中で、鳥羽市の規模で設置することができるかどうかは、なかなか難しいと思いますが、参考意見とさせていただきます。

(会長)

不法投棄がひどくてどうしようもないという自治会があれば、自治会が監視カメラを設置するというのであれば、市としては助成することもあり得るということか。

(事務局)

監視カメラを設置する目的が、不法投棄なのか、防犯対策なのか、色々あると思います。そこをどう捉えるかということだと思います。今すぐに、不法投棄対策で設置するから助成しましょうということにはなりません、検討する余地はあります。

(副会長)

ただ、個人で設置しようという人は、なかなかいないと思うので、市が貸し出し用監視カメラを2台ほど持つておいて、必要があれば貸し出すということも一つの方法である。以前、県でそういったことを行っていたと思う。

(事務局)

県の監視指導課がやっている。それは、市を通じ、県へ申請いただく形である。

不法投棄は、投棄者が明らかになれば、その人に対して撤去を求めるが、投棄者不明というケースもある。その場合、土地所有者に対し、生活環境保全上の支障がある場合、撤去を求めるということになるので、土地所有者の方の意識を啓発していくことが大事だと思う。土地所有者が、看板を設置したり、ロープを張ったりして、土地に侵入されないようにする。あるいは、土地所有者に最終責任が行くということをしちっと啓発したうえで、監視カメラの設置についても、どちらかといえば土地所有者が設置することに対するウェイトが高いと考える。

(副会長)

差しあたっては、道路上の目に見えるごみが、観光地としては非常にふさわしくない。それを解決する方法がないかと常々思っている。

(事務局)

市が管理する土地については、市がきれいにする義務があるが、他の管理する土地について、市が入ってごみを取りに行くということはしません。安全面や、土地の所有者不明等により、やむを得ず行うことはあるかもしれませんが、基本的には行いません。何とかしたい気持ちはありますが、日本の現行制度の中ではできません。

(会長)

確かにその通りだと思う。ドライブレコーダーでも搭載する人の責任であるから、それと同じようなことではないかと思う。所有者の責任で行うしかないということで、難しいところである。

(委員)

特定の個人宅に行政が監視カメラをつけたら、なぜ皆の税金を使って、そこだけ設置するのかということになってしまうので、土地所有者・土地管理者が抑止力の監視カメラを設置するというのであれば理屈はつくと思う。

(会長)

監視カメラは、誰が誰を監視しているのかなど、法律問題になってくると、身動きがとれなくなってしまうので、難しい問題が絡んでくる。

(委員)

(素人目線であるが) 環境課がどのような仕事をしているのかということは、我々には分からなくて、不法投棄のパトロールをしているということも知らなかった。

SNSにこういう活動をしているということをアップしてもらったら、市民の方々等にも何となく伝わってくるものがあると思う。鳥羽メールなどで、「今日はこれだけゴミが落ちていました」などの情報を提供してもらえると、見る人は見えて、「ゴミをするといけないな」と気を付ける人も出てくると思う。

(委員)

監視カメラの設置について、社会的影響のととても大きい事があれば、市の環境課も設置するという方向になると思います。

(会長)

市民がポイ捨てするというよりも、観光客が捨てるということも、結構あるのではないか？

(副会長)

以前、伊勢二見鳥羽ラインが有料の時は、朝熊道を走っているとゴミだらけだった。今は、伊勢二見鳥羽ラインを通る人が多くなり、その側道あたりにポイ捨てが増えて嫌な気分になる。なかなか掃除をするのは難しいと思う。

(事務局)

朝熊道を通る回数は少なくなっていると思うが、先日、朝熊道でごみ拾いをして

いたら、ゴミは何も減っていなかった。

(委員)

洗濯機が捨てられていた。

(事務局)

車の通りが減ったことで、逆に捨てやすくなったのかもしれない。

(委員)

一番多かったのが犬の糞であった。きちんとビニール袋に入れて採っているが、それを捨ててあった。

(委員)

市内でも、捨てやすいようにネットを張っている所もある。

(会長)

「こういったものが捨ててあったので回収してきました」と SNS 等でアップしたら、そこにゴミを捨てられるのかと思われるかもしれない。

(事務局)

その恐れはあります。観光客は、大きいものを捨てるということはないので、大きいものを捨てるのは地元の人だろうという推測はできます。それが特定の人の場合もあります。人が特定できたら、その人に指導・啓発できたらいいと思いますが、証拠がないので、この人かなと思っても、なかなか指導できないということもあります。

(会長)

商業施設などが近くにあれば、そのカメラに映っているということであれば対応できるが、なかなかむずかしい問題もある。

(会長)

平成 30 年度は、公害件数が随分減っているように思うが、何か理由があるのか。

(事務局)

平成 30 年度は、1 月末日までの数字であります。年度末まであと 2 ヶ月程ありますが、これから増加する可能性はあります。

(事務局)

啓発・指導をしていることも減少した要因かもしれません。

(委員)

参考までに、太陽光発電施設関係が 2 件ありますが、どのような案件か？

(事務局)

現在、資料を持ち合わせていないので、改めて確認します。<sup>\*1</sup>

(委員)

赤土の流出とか、その他生活に支障のある苦情ではないということか？

(事務局)

そういうものではないです。例えば、赤土の流出であれば、土壤汚染の公害となってきますので、法律上の違反等に関するものではなかったと記憶しています。

(委員)

去年、大雨が多かったが、太陽光発電建設後に濁流による流木で埋めつくされた箇所があった。そういうことが当てはまっているのかと思ったが？

(事務局)

濁流の話は、平成 30 年度ではなく、昨年か一昨年の話かと思います。

(事務局)

もしかすると、「この土地は太陽光建設されるのではないか」というものではなかったかと思うが、確認します。

**\* 1 太陽光発電関係の苦情内容**

メールで鳥羽市の自然・環境を守りたいので、大規模太陽光発電施設の建設に反対であるというものでした。

#### 報告事項 (4)

(副会長)

電気自動車の活用について、鳥羽市は公用車の一括管理化を行っておらず、各課で管理している。できる限り安価な車を購入しようとする、ハイブリッド車や電気自動車の購入が進まない。

市として、全体の何%をハイブリッド車にするという計画を策定しないと進んでいけないと思う。現在の電気自動車は、たまたま日産自動車の配慮で無償貸与できた話である。もっと、市が積極的に、環境に配慮した車を購入するようにしていくべきである。

(事務局)

まず、公用車を一括管理すれば、もう少し凝縮して車の配分ができ、ともすると、ガソリン使用量の減少も期待できると思います。

また、電気自動車の購入については、電気自動車以外の部分の費用も掛かってくるので、なかなか難しいところもあります。

市が積極的に電気自動車のよさをPRしていく必要があります。また、予算的な部分もありますので、一概には言えませんが、環境部署としてはもう少し積極的に購入するということは言っていきたいと思います。

(副会長)

誰から指示しないと、進んでいけない話である。それは、環境課から発信していくのがいいと思う。

(委員)

できる所からできる範囲で努力するということから、例えば、自動車の平均燃費を算出し、その推移を見て、できる限り急加速、急発進をしないようにしていくこともあると思う。

(会長)

市役所内部のことなので、また検討いただければと思う。

(事務局)

三重県ではどのような対策を行っているのでしょうか？

(委員)

県も以前は、燃料使用量の算出などもあったかもしれない。電気自動車は温暖化対策関係の環境部が音頭を取って購入している。

電気自動車の所有率はまだ低い状況である。ただ、NEDO等の補助金を活用すれば購入も可能と思う。

平成10年ごろでも、通産省の補助金を使えば、持ち出しも少なく済んだ。

(事務局)

三重県の方法等も参考にしながら、取り組みを行っていきたいと思います。



(会長)

CO2をこのように削減したということを市民や企業に示していけばいいかと思う。

(委員)

市には公用車は何台所有されているのか？<sup>\*2</sup>減らす方向や、自転車を活用するという  
ことはないのか？

(事務局)

別の課でしっかり把握はされていますが、環境課では、台数の把握はしていません。  
また、今後の方針としては、おそらく公用車を減らしていきたいというものかとは思  
いますが、計画は未定です。

(事務局)

先ほど副会長からも話がありましたが、集中管理とはいえ、実際は各課で管理され  
ており、本来の意味での集中管理になっていないというのは間違っていると思います。

これについては、環境課から市に、本来の集中管理となるように働きかけていき  
たいと思います。

もう一つは、(新年度の予算編成は固まってきているので無理であるが) 2020 年度以  
降に向けて、行政改革というスタンスで予算の取捨選択が行われる方向です。そのス  
タンスで、公用車のあり方も検討していきたいと思います。

(委員)

市民は今のような話は全然分かっていないし、近いところであれば、自転車でもい  
いのではないかと思う。

(事務局)

自転車の活用については、公用自転車や公用スクーターがあります。

(委員)

そういう風なことをしていけば、市役所も頑張っているなと思う。

(事務局)

ただ、実際はあまり活用されていないのが現状なので、活用できるようにしてい  
きたいと思います。

(会長)

公用車の管理責任者がいると思うが？

(事務局)

規定上、管理責任者は各所属長です。

**\*2 鳥羽市の公用車の台数⇒113台**

## 報告事項（５）

（委員）

部門別排出比較表において、排出量現単位は出荷額といていたが。

（事務局）

製造業に限らず、この数値を出すにあたって、本来、例えば製造業ならば、すべての事業所の CO2 排出量を調査し、算出するのが正しい方法です。今回の算出自体は、地球温暖化における計画における簡易な方法で算出していますが、これは、「当たらずも遠からず」という数値です。この数値を用いるにあたり、国が行っている指定統計や統計調査のデータや、住民基本台帳における人口・世帯数等により、ある一定の公式に当てはめて算出しています。この数値の上下というのは、ともすると、出荷額が増加しているということは、三重県または鳥羽市で経済的に動きがあったりしたものであるという認識ではありますが、きちんと図った数値ということではありません。

（委員）

例えば製造品出荷額が増えたのは、大きな事業所ができたということか？

（事務局）

大きな事業所ができたわけではないと思いますが、統計調査の結果を見ているだけなので、その統計調査の深い分析まで行っていません。景気変動も踏まえ、様々な要因があると思います。

（副会長）

間伐の話だが、5年間で154ha 間伐している。これは、必要な間伐の面積の何%か？  
また、平成30年度以降も継続していくのか？

（事務局）

このデータは、農水商工課よりいただいております。

これは私の予測ですが、必要な間伐面積の何%くらいの実施率かについては、現在、手元に計画がないのでお答えできません。また、おそらく、平成30年度以降も継続して間伐は続けていく見込みであると思います。

（会長）

電気自動車の走行距離が減っているがなぜか？

（事務局）

初年度は、イベント等もあり、電気自動車を使用することも多かったのですが、年々慣れてきて使用距離が減っています。細かい話ですが、あまり長い距離を走行すると、帰りに充電することになります。それについては、お金がかかってくるので、できれば市内または近隣市町に行く時に使用してほしいとお願いしています。

あとは、なかなか使いにくいと思っている方もいると思いますので、もう少し周知が必要と考えます。

(事務局)

電気自動車は、伊勢志摩サミットの関連で、かなり意識して活用しました。例えば花いっぱい運動で、花に水をあげるのに、電気自動車を持っていき、噴霧器の電源をそこから取るという使い方もしていました。あとは、他のイベントでも用いたので、使用が多かったと思います。

(会長)

市内を走るのと、市外を走るのはどちらが多いのか？

(事務局)

基本的には、市内が多いです。また、市外でも、伊勢志摩地域がほとんどです。それは、津まで行って帰ってくるとなると、電気の残量がギリギリになってしまいます。松阪までなら間違いなく行けるので、どこまで行けるか聞かれたら、そのように答えています。

また、よく使用しているのは、防災関係で物品等を運んだり、移住定住の部署で移住に興味のある方を現地案内したりするのに利用してもらっています。

(会長)

津まで行くのに厳しいというと、正味 100km 程度の走行距離か？

(事務局)

140km ぐらいは走行可能ですが、冷暖房をつけたりすると、電気を使用するため、津まで行くのに結構残量が気になります。そういった部分から、安全性も踏まえ、距離を制限している所です。

(委員)

資料 7 - 2 部門別 CO2 排出量比較表に観光業・旅館業が入っていないが。

(事務局)

業務部門に含まれています。